

神 監 第 1 0 1 号  
平成 1 9 年 8 月 2 日

B 様

神戸市監査委員	近 谷 衛 一
同	横 山 道 弘
同	安 達 和 彦
同	池 田 り ん た ろ う

環境局の特殊勤務手当の支給に関する

住民監査請求の監査結果について (通知)

平成 1 9 年 6 月 5 日に提出されました標記の住民監査請求について、地方自治法第 2 4 2 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

## 第1 請求の要旨

平成19年6月5日に提出された措置請求書によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

神戸市環境局は、危険な仕事などに従事した職員に支給される特殊勤務手当の一つとして、ごみ収集担当職員に、収集が1日に一定回数を超えた場合、過重労働だとして「定車制手当」(以下「環境業務手当」という。)を収集担当の職員のほぼ全員に支給し、大半は午前8時～午後4時45分の勤務時間内であった。この手当は、次の点で違法な公金支出であり、神戸市は同額の損害を被っているので、神戸市長は利益を受けた職員に対し過去5年間の不当利得返還請求をすべきである。また、市長及び専決者に対しこのうち返らない分の補填を求めるとともに、今後の支出の差止めを求める。

## 理由

環境業務手当は、実質は給与であるにもかかわらず条例に基づかず支給されているヤミ給与であり、給与条例主義(地方自治法第204条の2)に違反する。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象

地方自治法第242条第2項は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過した時は、正当な理由がない限り、住民監査請求をすることができないとして、請求の期間制限規定を設けている。

本件の場合、請求人は、正当な理由を主張しておらず、環境業務手当の支給は、神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則に定められていることから、正当な理由がある場合に該当しない。よって、措置請求書受付日から過去1年間に支出された平成18年6月から平成19年5月までの環境業務手当の支給分を対象として審査した。

### 2 監査の実施

環境局及び行財政局の関係職員から事情聴取を実施したほか、環境局が作成した環境業務手当の支給に関する支出書類等について監査を実施した。

## 第3 監査の結果

### 1 事実の確認

#### (1) 根拠規定

ア 地方公務員の給与については、地方公務員法第24条第6項において、地方公務員の給与は条例で定めることになっているが、労務職員については同法第57条において、特例として、別に法律で定めるとされている。

この規定を受けて、環境局の労務職員については、地方公営企業等の労働関係に関する法律附則第5項において、労務職員の労働関係・身分関係については、この法律及び地方公営企業法第37条から第39条の規定を準用することとされている。

よって、地方公務員法第23条（職階制の根本基準）、第24条（給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準）、第25条（給与に関する条例及び給料額の決定）については、適用除外とされている。

イ 地方公営企業法では、第38条第4項で企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定めるとされている。

ウ これらの法律の規定を受け、神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例を定め、第2条第1項で給与の種類は給料と手当とすること、同条第2項及び第6条で手当のひとつとして特殊勤務手当を支給することと定められている。

労務職員については、附則第2項で、「別段の定めがなされるまでの間は、この条例の規定を準用する」とされている。

エ この法律及び条例の規定を受け、労務職員の給料については「労務職員の給与等に関する規則」、特殊勤務手当については「神戸市労務職員の特殊勤務手当に関する規則」を定めており、同規則第4条において環境業務手当が定められている。

オ なお、地方公営企業等の労働関係に関する法律第7条により、賃金その他の給与に関する事項については、団体交渉の対象とし、これに関して労働協約の締結ができることとなっている。

## （2）環境業務手当の支給実績

環境局事業所及び自動車管理事務所におけるごみ収集作業等に従事する労務職員の平成18年6月から平成19年5月までの1人1ヶ月の平均支給実績

	（支給回数）	（支給額）
定車制手当（1回1,200円）	31回	37,487円
欠務手当（1回850円）	5.1回	4,026円

## 2 判断

請求人の主張について、前記事実関係の確認、監査対象局の説明及び関係資料の調査に基づき、次のように判断する。

請求人は、「環境業務手当は、実質は給与であるにもかかわらず条例に基づかず支給されているヤミ給与であり、給与条例主義（地方自治法第204条の2）に違反する。」としているが、環境局の労務職員については、地方公営企業の労働関係に関する法律附則第5項に、単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の労働関係その他身分の取扱いが規定され、地方公務員法第23条から第25条については適用除外とされている。

したがって、環境局の労務職員の環境業務手当の根拠規定は、地方公営企業法等であ

り、手当の種類、額、支給方法等が条例によるべき旨を定めた地方自治法及び地方公務員法上の給与条例主義の規定は適用されない。

なお、環境局の労務職員の手当の種類及び基準は「神戸市営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」で、特殊勤務手当である環境業務手当の具体的な額及び支給方法は「神戸市労務職員の特種勤務手当に関する規則」で定めている。

#### 第4 結論

以上のことから、環境業務手当として支出した金額の返還、市長及び専決者に対しこのうち返らない分の補填及び今後の支出の差止めを求める請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

